

まちづくり条例の事前相談票 (現場調査依頼書) をご提出ください。

※まちづくり条例に関する相談に合わせて、盛土 規制法の相談を受けます。なお、開発許可を受け たものは盛土規制法の許可を受けたものとみなし ます。

個別の相談を要するた め、下記のお問合せ先 へご連絡ください。

盛土規制法 の許可申請 手続き不要。



お問い合わせ 先: 建築・開発担当部 開発調整課 開発審査係・宅地開発係 〒176-8501 練馬区豊玉六丁目12番1号 本庁舎15階 9番窓口 電話番号 03-5984-1648